

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車輪 厚二

TEL:06-946-8011

◇ 定期借地権と住宅取得資金の贈与

Q: 定期借地権上の建物を建築する場合、住宅取得資金の贈与の特例は受けることができますか。

A: 住宅取得資金の贈与の特例とは、新築又は一定の中古住宅を取得するための現金を贈与された場合には、1,000万円まで贈与税が軽減される制度です。

定期借地権により自宅を新築した場合でも、下記の要件を満たせば適用は受けられます。

<要件>

- ① 日本国内に住所を有していること
- ② 父・母・祖父母からの金銭の贈与であること
- ③ 贈与された年の翌年3月15日までに、新築又は一定の既存住宅（床面積50㎡～240㎡のもの）を取得し、居住すること
- ④ 贈与された年の受贈者の合計所得金額が1,200万円以下であること
- ⑤ 贈与の日前5年以内に、自己又は配偶者の家屋に居住していないこと
- ⑥ 一定の既存住宅とは、耐火建築物にあっては、取得日以前20年以内に建築されたもの、非耐火建築物にあっては、取得日以前15年以内に建築されたもの
- ⑦ 贈与税の申告をすること

